

⑦ 地方法人二税の分割基準の見直し

税の理屈に適うものの範囲での見直し（できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現する等）を行うこと。

※財政難のため白黒両面コピーとさせていただきます。

カラー版（PDF版）を岩手県ホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

（ダウンロード、印刷配付などご自由にご利用ください。）

<http://www.pref.iwate.jp/syoku/>

⑦ 地方法人二税の分割基準の見直し

法人二税は、事務所・事業所が所在する都道府県に申告して納付しなければなりません。



法人の事務所・事業所が2以上の自治体にある場合には、申告納付すべき税額を一定の基準で分割して、各々の自治体へ申告納付する必要があります。

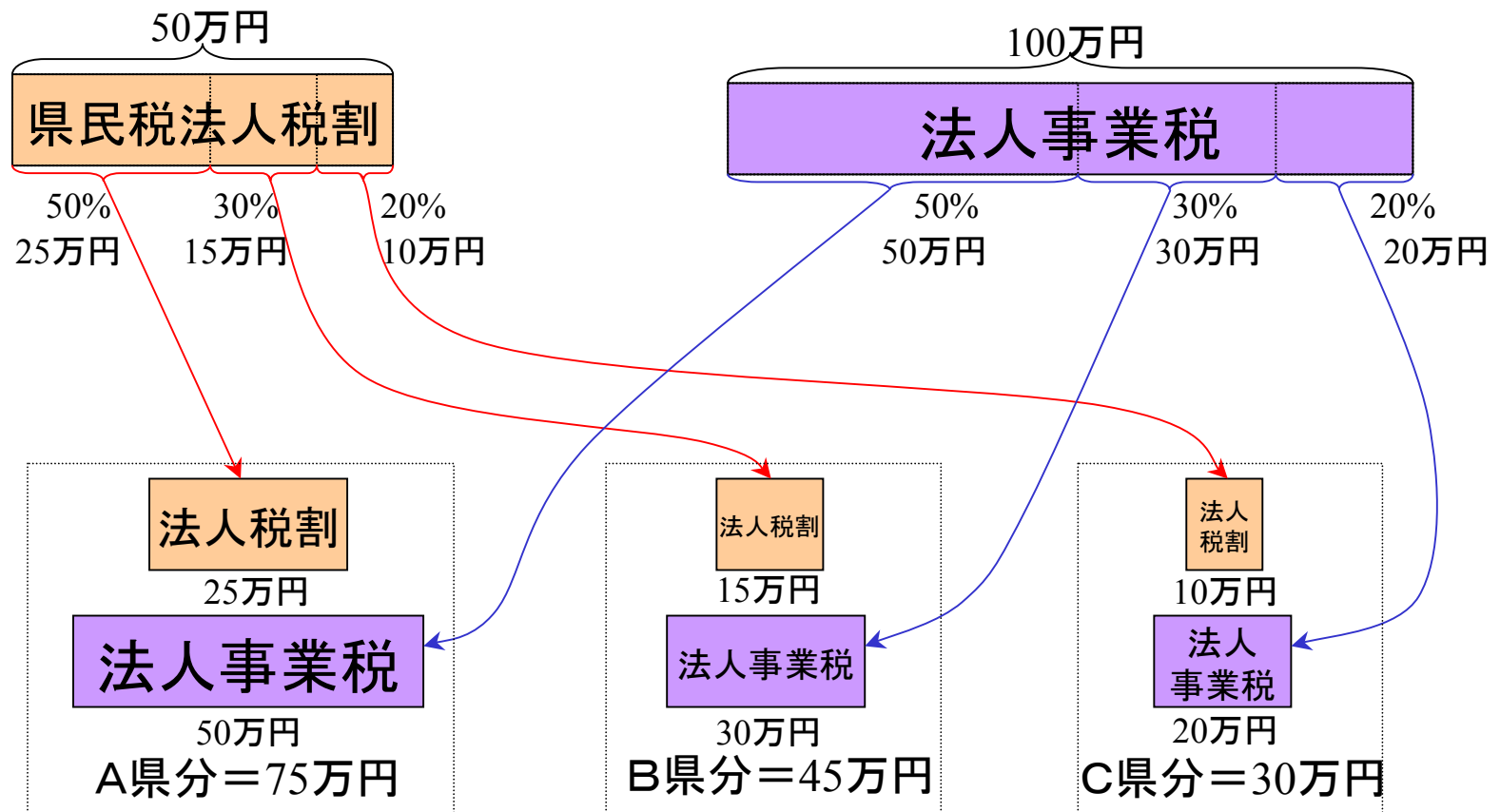
分割基準

「分割基準」とは、一言で言えば、法人県民税(法人税割)と法人事業税の課税標準(法人の「所得」など)を事務所・事業所が所在する自治体に分割する基準です。

この基準により計算したそれぞれの税額を、法人は各自治体に申告納付します。

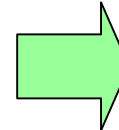
例えば・・・ (イメージ図)

県民税の法人税割額が50万円、事業税額が100万円で、分割基準の割合が、
A県=50%、B県=30%、C県=20% の場合は・・・



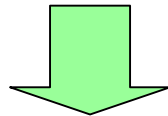
分割基準の基数は？ ……法律(地方税法)で決められています。

法人県民税法人税割



都道府県ごとの事務所・事業所の「従業者数」

法人事業税



! 製造業において、工場の自動化により所得が増加したとしても、分割基準には反映しない!

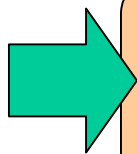
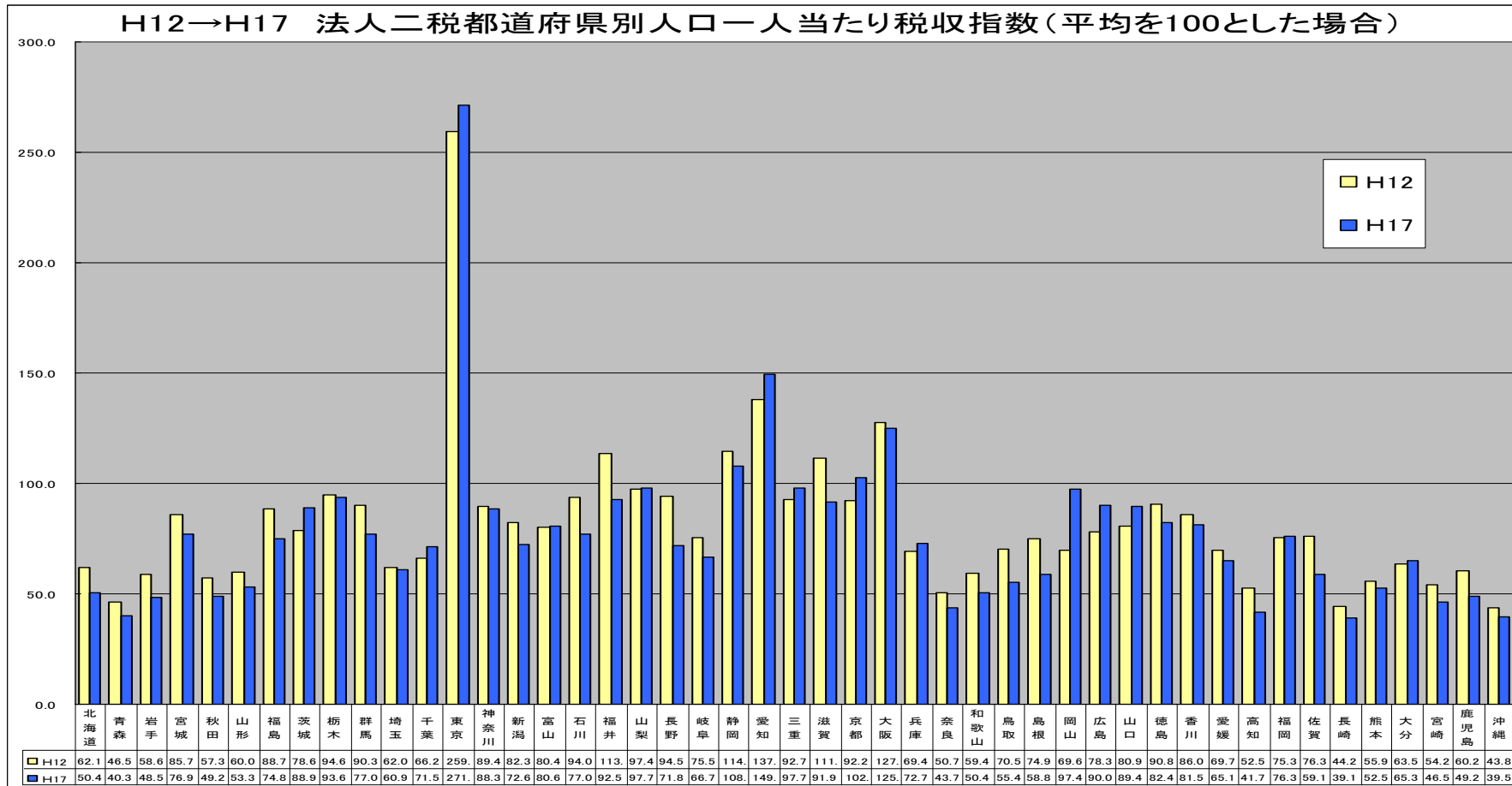
非製造業	1/2を事務所数、1/2を従業者数
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人:工場従業者数を1.5倍)
鉄道・軌道業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給・倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	3/4を発電所用固定資産の価額、1/4を他の固定資産の価額

法人事業税の分割基準の改正の経緯

製造業、非製造業については、できるだけ法人の活動実態に即するものとなるよう数度の改正が行われ、本社以外の分割基準のウェイトが少しずつ高まっているが、結果としての税収の分布を見ると依然として偏在は広がったままである。

	S26年度	S29年度	S37年度	S42年度	S45年度	H元年度	H17年度
銀行業 保険業 (証券業)	従業者数	1/2を事務所数 1/2を従業者数		各月の述べ 従業者数を 期末現在の 従業者数と した	資本金1億 円以上の 法人の本 社管理部 門の従業 者を1/2	証券業が 追加	1/2を事務所数 1/2を従業者数
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等						資本金1億 円以上の 法人の工 場の従業 者を1.5倍	※本社管 理部門の 従業者1/2 措置廃止
製造業			資本金1億 円以上の 法人の本 社管理部 門の従業 者を1/2				本社管理 部門の従 業者1/2措 置廃止

地方法人二税の偏在状況



地方法人二税について、さらなる分割基準の見直しが必要。

※ただし、地方税制としての原則に整合的なものである必要があり、偏在是正効果は、主として、「⑧法人税を国へ、消費税を地方へ、という税源交換」を行うことによって発揮することが現実的。